

保育施設利用確認書

保育施設利用申込みにあたり以下の事項について確認をしたうえで、確認欄に☑チェックを入れてください。

●教育・保育給付支給認定証の有効期間と保育利用期間・利用内容について

		確認欄
1	入所審査に必要な書類に虚偽の申請があった場合には、入所を取り消します。	<input type="checkbox"/>
2	入所後、勤務・家庭状況（妊娠・出産・引越し(国外への一時帰国含む)）に変更が生じた場合は「常総市役所こども課」又は「石下庁舎暮らしの窓口課」に申し出てください。	<input type="checkbox"/>
3	入所中でも、次のような場合は退所となります。 ・教育・保育給付支給認定証の有効期間が終了したとき。 ・1か月以上お休みするなど、保育の必要性がなくなったとき。	<input type="checkbox"/>
4	求職活動における認定期間は、認定月から3か月間 です。※期間の延長はできません。 就職が決まった場合は、認定期間内に変更認定申請の手続きを行ってください。 また、就労開始日から1か月以内に「就労証明書」を提出してください。(就労予定も含む) 認定期間内に就職が決まらない場合は退所となります。	<input type="checkbox"/>
5	妊娠・出産を理由としての認定期間は、 出産予定月の8週間前の日が属する月の初日から、出産日から8週間後の翌日が属する月の末日まで となります。 「妊娠・出産」で入所した場合、上記期間以降の利用はできません。	<input type="checkbox"/>
6	「育児休業からの復職」については、 入所月の月末までに職場復帰し、復帰したことが分かる就労証明書を提出していただきます。 なお、入所 内定 していても、 職場復帰が出来なくなった場合、入所することはできません。 利用辞退届 を提出していただきます。 *派遣の方 会社に在籍していても 派遣先が決まらず、就労開始できない場合は求職活動の認定へ変更していただきます。	<input type="checkbox"/>
7	保育認定事由「 育児休業 」における 最長の認定期間は、育児休業の対象となっている児童が満1歳となる年度の年度末まで です。それ以降は、復職しなければ退所となります。	<input type="checkbox"/>
8	児童の送迎は認定を受けた保育利用時間に沿って、各保育施設が定める時間内に行ってください。また、各保育施設が定める時間以外を利用する場合は、延長保育料が発生することがあります。	<input type="checkbox"/>
9	「保育が必要なことを証明する書類」について ① 「保育が必要なことを証明する書類」の有効期間は、 証明日・申告日より3か月間 です。 証明日・申告日から3か月を過ぎている場合や雇用期間が終了している場合は、 最新の「保育が必要なことを証明する書類」 を提出してください。利用調整において 減点 となります。 ②鉛筆や消せるボールペン等で記入されていた場合は、 無効 となります。 ③ 訂正には代表者の訂正印が必要 となり、 修正液、修正テープ等 を使用した訂正は 無効 となります。 ④記載内容に不明な点があった場合は、勤務先等に問い合わせる場合があります。	<input type="checkbox"/>
10	利用開始当初は児童が施設に慣れるための「 ならし保育 」があり、認定された利用時間に関わらず、お迎えの時間が早くなります。 利用開始日より前に「ならし保育」をすることはできません。 転所された場合も同様です。	<input type="checkbox"/>
11	内定した保育施設を辞退し、別の保育施設を希望される場合には、再度申請が必要 です。(利用調整の関係上、辞退した月と同じ月の入所申請はできません。) また、必ず「保育施設利用申込取下届及び支給認定申請取下届兼保育施設利用辞退届」を提出してください。	<input type="checkbox"/>

★裏面もあります。

●保育料・副食費 に関することについて		確認欄
1	保育認定事由「就労」で入所された方で、 <u>扶養範囲内で勤務される方（控除対象配偶者）についても、市区町村民税の情報が必要となります。保育料・副食費は市区町村民税額により算定しますので必ず税の申告を行ってください。</u>	<input type="checkbox"/>
2	保育料・副食費は、 <u>未申告等により住民税不明の場合には、最高額で算定します。</u>	<input type="checkbox"/>
3	保育料・副食費は、世帯の市区町村民税額により算定しますので、離婚されても児童と同居している場合や、別居されても戸籍上児童の親権者である場合は、父母の税額を合算のうえ、保育料・副食費を算定します。また、父母が非課税の場合、同居している祖父母等の市区町村民税額を合算し、保育料・副食費を算定することがあります。（婚姻関係のない同居人含む）	<input type="checkbox"/>
4	市区長村民税額や、世帯状況等が変更になった場合は、保育料・副食費も変更となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
5	<u>保育料が無償化となるのは、3歳児クラス（年少クラス）に在籍となった年度から</u> です。2歳児クラスに在籍する児童が3歳の誕生日を迎えた場合についても、年度内は保育料が発生します。	<input type="checkbox"/>
6	保育料・副食費は毎月期日までにお支払いください。 ※公立保育所保育料・副食費及び私立保育園の保育料については、原則として口座振替とさせていただきます。	<input type="checkbox"/>
7	<u>保育料・副食費に滞納がある場合、児童手当を窓口払いとし、納付相談をさせていただきます。</u> また、自宅・職場への訪問徴収の他、預貯金や給与、財産差し押さえ等、滞納処分の対象になります。	<input type="checkbox"/>

転入誓約書（転入予定者のみ記入）

<p>入所希望月の前月の末日までに常総市に転入し、住民登録の異動及び入所(園)の手続きをすることを誓約します。</p> <p>なお、当該手続きを行わなかった場合は、内定を取り消されても異議ありません。</p> <p>転入先住所 _____</p> <p>転入予定日 令和 年 月 日頃</p>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

施設の見学について 見学の有無（有・無）

*申込前に見学していただくことを推奨しています。

見学時期 (○月○日頃)	施設名

常総市長 殿 以上のことについて確認し、了承しました。 令和 年 月 日	認定保護者氏名(父) Child' s Father' s name Nome do pai da criança	
	認定保護者氏名(母) Child' s mother' s name Nome da mãe da criança	
	※ 本人の自署をお願いします。	